

## 平成30年度第1回幕別町総合教育会議議事録

1 開催日時 平成30年7月25日（水）午後4時～午後5時15分

2 開催場所 幕別町教育委員会会議室

3 出席委員（6名）※欠席者なし

幕別町長	飯田 晴義
幕別町教育委員会教育長	菅野 勇次
教育委員	小尾 一彦
教育委員	瀧本 洋次
教育委員	國安 環
教育委員	東 みどり

4 日程

(1) 開会挨拶

(2) 意見交換

- ① 第6次幕別町生涯学習中期計画及び幕別町教育大綱について
- ② 高校再編統合に係る町の支援策（案）について
- ③ 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）の導入について
- ④ 町長からの話題提供

5 事務局出席者

幕別町企画総務部長	山岸 伸雄
政策推進課長	谷口 英将
政策推進課副主幹	中田 周呼
幕別町教育委員会教育部長	岡田 直之
学校教育課長	山端 広和
生涯学習課長	石野 郁也
学校給食センター所長	宮田 哲
図書館館長	武田 健吾
学校教育課総務係長	中山 仁
学校教育課学校教育係長	塚本 真敏
生涯学習課社会教育係長	宮下 年功
生涯学習課社会体育係長	甲谷 英司

6 傍聴者

3名

## 7 議事録

(政策推進課長) 定刻になりましたので、ただ今から平成30年度第1回幕別町総合教育会議を開催いたします。開催に当たりまして、飯田町長よりご挨拶いたします。

(町長) 皆さんこんにちは。教育委員会会議に引き続き大変ご苦労さまです。今回の総合教育会議につきましては、菅野教育長に代わり初めてとなる会議となり、また、今年度第1回目の会議となります。今日は4点会議でお示しさせていただきます。特に議案2の高校再編統合に係る町の支援策(案)につきましては、去年までは幕別高校で2間口(学級)増だったものが、6月に公表された公立高等学校配置計画案において新設高校として位置付けられました。また、9月には配置計画案が確定されるということで、現在、教育委員会、江陵高校及び幕別高校の3者において、配置計画の確定を前提に協議を進めているところでございます。

その中で、町としての支援策について、10月には2回目の新設高校の説明会が行われますので、議会に対する説明も含めまして、しっかり中身を固めていかなければならない段階に入っています。

そういった状況にあることを、共通認識に立って、どういう支援策が良いのかというご意見もいただければ有り難いと思っております。

限られた時間ではございますが、実りある会議となりますようよろしく申し上げます。

(政策推進課長) 本会議の議長は町長でございますので、これからの議事進行につきましては、町長からお願いいたします。

(町長) それでは、はじめに議案1「第6次幕別町生涯学習中期計画及び幕別町教育大綱」について、事務局から説明をお願いします。

(生涯学習課長) 第6次幕別町生涯学習中期計画及び幕別町教育大綱につきまして、私からは生涯学習中期計画について、ご説明申し上げます。

生涯学習中期計画につきましては、町民の自発的意思により、自分に適した手段・方法を自らの責任で選択するという生涯学習の基本を踏まえるとともに、変わらぬもの・変わり行くものを見定め、町民のニーズの変化や課題に対応した学習環境の整備と向上を目的に策定する、学校教育と社会教育を統括した総合的教育計画で、幕別町の教育が進むべき方向を明確にし、生涯学習社会の実現のための指針とするものでございます。

平成26年3月に策定いたしました、現計画であります「第5次幕別町生涯学習中期計画」が今年度に最終年度を迎えますことから、次期計画として「第6次幕別町生涯学習中期計画(案)」を策定するものであります。

す。

計画案の策定スケジュールにつきましては、資料1をご覧頂きたいと思えます。

それでは、計画案の策定スケジュールにつきまして、ご説明いたします。

まず、6月22日に第1回社会教育委員会を開催しまして、教育委員会からの諮問を行い、それを受けまして全体会議で役員選出及び部会構成等を決定しました。

明日になりますが、第2回の委員会を開催しまして、全体会議で計画策定の方針、部会長の決定及び各部会の進め方の確認を行います。さらに、専門部会において3部会によります第5次中期計画書の評価を行うとともに、その後、部会長会議において次回の進め方の確認を行う予定でございます。

次に第3回目の会議を8月下旬頃に予定しておりますが、専門部会におきまして、第5次中期計画書の評価と町民を対象としたアンケート調査を実施する予定でございますが、そのアンケート調査内容の協議を行います。

その後、9月中旬頃にアンケートを発送し、10月上旬を目途に回収の上10月中旬を目途に集計・分析を行います。

10月下旬に第4回目の会議を開催し、全体会議において、各部会の進捗状況の確認及びアンケート結果の報告を行います。その後、専門部会におきまして、計画書文書の作成作業に入る予定でございます。

11月中旬頃に開催予定の第5回目の会議では、全体会議で計画書全体の文書の確認を行います。

年明け1月中旬になります。答申原案編集及び印刷製本の作業を行うとともにパブリックコメントを実施する予定でございます。

2月中旬になります。第6回目の会議での部会長会議におきまして、計画書全体の文書の確認を行い、3月上旬に第7回目の会議での全体会議において答申原案の製本印刷の完成をしまして、教育委員会への答申を行う予定でございます。

それらを踏まえまして、3月中旬には教育委員会において議決をいただき、その後、3月下旬に議会へ計画書の配布を予定しております。

大まかではございますが、現時点での生涯学習中期計画の策定スケジュールは以上でございます。

なお、計画案につきましては、第6期幕別町総合計画及び幕別町教育目標に沿ったもので、計画の期間を平成31年度から平成35年度までの5年間とするものであります。

以上で、生涯学習中期計画についての説明とさせていただきます。

(政策推進課長)

私からは、教育大綱策定に関する背景と大綱の位置付け、それと合わ

せまして策定期間及びスケジュールについてご説明させていただきます。

はじめに、お手元に配布させていただいております、現行の「幕別町教育大綱」でご説明をさせていただきますので、大綱の1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページに背景と趣旨が記載されております。ここに記載のとおり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法」が平成27年4月に改正が行われました。1ページの中段の「また書き」のところでございますが、地方公共団体の長と教育委員会の連携強化を図るため、今回の「総合教育会議」を設け、地域の実情に応じて、教育の目標や各種施策の具体的な方針を定めた大綱の策定に関する協議を行うこととされているものでございます。

また、教育大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させるという観点から、地方公共団体の長が策定するものであります。前段、申し上げましたとおり、この総合教育会議において、首長と教育委員会が十分に協議・調整することが重要であるとされているものでございます。

2ページをご覧ください。大綱の位置付けであります。

教育大綱は、本町の教育行政の基本方針となるものでございます。国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌するとともに、町の総合計画や生涯学習中期計画と整合性を図ることが必要であるとされております。

次に、3の大綱の期間であります。法律上は期間の定めがございませんが、国からの通知では、国の教育振興基本計画の計画期間が5年であることや、自治体の首長の任期が4年であることから、4年から5年程度の期間とすることが望ましいとされているところでございます。なお、現行の幕別町の教育大綱につきましては、同じく現行の生涯学習中期計画の計画期間の終期と合わせるため、平成30年度までの4年間としているものであります。

以下、大綱の内容につきましては説明を省略させていただきますが、各自治体の教育・学術等に関する総合的な施策の方向性・目標を定めるとされています。

次に、2点目の次期大綱策定のスケジュールについてご説明いたします。

恐れ入りますが、資料1をご覧くださいと思います。

教育大綱につきましては、先ほど説明のありました生涯学習中期計画の斜め上の欄でございます。生涯学習中期計画の内容と整合性を図る必要がございますことから、基本的には生涯学習中期計画の策定スケジュールに合わせた形で策定を進めてまいりたいと考えております。

案といたしましては、多少時間は空いてしまいますが、12月までに教育大綱の素案を作り、総合教育会議におきましてお諮りをさせていただく予定です。その後、年明けにパブリックコメントを実施しまして、広

く住民の皆様からご意見をいただいた後、2月下旬に策定する予定と考えております。

また、策定にあたりましては、生涯学習中期計画と整合性を図ることはもちろんのことではありますが、先月6月15日に閣議決定されました国の第3期教育振興基本計画（2018-2022）の内容を参酌するとともに、今年度から開始しております第6期幕別町総合計画を踏まえ、教育委員会と十分に連携を図りながら策定してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

（町長） 只今の説明につきまして、ご意見ご質問がございましたら、お伺いしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

今のところはスケジュールの確認程度となりますが、これから生涯学習中期計画の中身が固まってくる中でご意見をいただければと考えておりますので、この議案に関してはこれで留めてよろしいでしょうか。

それでは、議案2「高校再編統合に係る町の支援策（案）」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

（学校教育課長） 私から、議案2「高校再編統合に係る町の支援策（案）」についてご説明いたします。

配付の資料2-1をご覧ください。

1ページにつきましては、本年6月5日に公表された公立高等学校配置計画案の概要で、昨年9月の配置計画案では、平成31年度に幕別高校の普通科を2学級増と示されていましたが、この表の中段にありますとおり、今回の配置計画案では、幕別高校を募集停止し、普通科3学級の新設校と変更されております。

資料2-2をご覧ください。

こちらは、平成31年度からの江陵高校と幕別高校校舎のイメージになります。

新たな高校の校舎につきましては、江陵高校の校舎を使用することとなっておりますが、平成31年度は、新校の1年生と江陵高校の2・3年生が同居することとなり、平成32年度は新校の1・2年生と江陵高校の3年生が、平成33年度にはじめて現江陵高校の校舎に新校の1年生から3年生までが揃うこととなります。

現在の幕別高校の校舎は、平成31年度は現幕別高校の2・3年生と中札内高等養護学校幕別分校が使用し、平成32年度は幕別高校の3年生と幕別分校が使用、平成33年度からは現幕別高校の生徒はいなくなり、幕別分校のみが使用することとなります。

続きまして、資料2-3をご覧ください。

この資料については、高校再編統合に係る町の支援策（案）になります。

キーワードは、新設校で設置が検討されている4つのコースごとのイメージに対するキーワードとなります。4つのコースにつきましては、「文理探求」コースの進学に「つなげる」、江陵高校の精神を引き継ぐ「福祉」コースの「福祉」、「スポーツ&ヘルス」コースの「スポーツ」、就職を目指す「ビジネス」コースの「ビジネス」をイメージしているものです。

はじめに、「1 魅力ある高校づくり支援事業補助金の拡充」として考えている教育振興会に対する補助金についてであります。

(1)の部活動への補助につきましては、引き続き、野球やサッカー部、バレー、バスケット、バドミントン、卓球、吹奏楽等の部活動に対しまして、活動費や大会遠征費、用具費等を補助し、部活動の振興を図ろうとするものであります。これまで現幕別高校の教育振興会や江陵高校の部活動に対する支援は実施しておりますが、初年度は、新校と江陵高校など合同の部の創設も視野に入れ、ユニフォーム等の整備に要する費用等について増額を検討しております。

参考までに、現在の2校合わせた部活動は、19種類となっております。

次に、(2) オープンキャンパス参加に対する交通費等の補助につきましては、新規の支援として考えているもので、進学を考えている生徒が大学等を見学するオープンキャンパスに参加する場合、交通費と宿泊費の一部を補助しようとするもので、2年生と3年生を対象に、在学中に1回、費用の一部を支援したいと考えております。2年生から対象とするため、平成32年度からの実施を予定しております。

次に、(3)進学模擬試験受験料の補助につきましては、新規の支援として考えているもので、国公立記述模試、全国総合模試、センター試験プレテストなど、進学を考えている生徒に対して模擬試験受験料の一部を補助し、進学率の向上を図ろうとするものであります。

模試などの受験回数は、大手予備校等が実施する全国模試の回数を勘案し、すべての学年で年4回とし、受験料の2分の1を補助しようと考えており、開始年度は平成31年度からとしております。

次に、(4)各種資格検定料の補助については、新規の支援として考えているもので、主に就職に進む生徒を対象として、実用英語技能検定や日本漢字能力検定、ビジネス文書実務検定などの資格検定料を補助することで、資格取得を推進し、進路希望の実現を支援しようとするものであります。

進学模試と同様に全ての学年で年4回までとし、合格・不合格によって検定料の3分1から2分の1の範囲で補助しようと考えております。開始年度は、平成31年度としております。

次に、(5)その他振興会補助につきましては、これまでと同様、引き続き、学校の広報や宣伝活動費、学校行事、体験活動費に対する支援を実施してまいりたいと考えております。

次のページをご覧ください。

その他の支援策についてであります。

(1)スクールバスの運行につきましては、これまで幕別高校、中札内高等養護学校幕別分校で実施してまいりました、行事運行など教育活動へのスクールバス運行を再編統合後も引き続き支援するとともに、登校時のJR通学者及び町内在住の通学者に対する支援として、札内駅から高校までのスクールバスを運行しようと考えているものであります。

次に、(2)短期大学及び専門学校への進学者に対する「介護福祉士奨学資金」貸付制度につきましては、新規の支援として考えているもので、介護福祉士を目指す生徒の進学に対して、奨学資金を貸し付けしようとするものであります。現在考えている案といたしましては、町からの補助金を原資に事業所が貸付制度を制定し、入学準備金や学費等、学費相当分を対象者に貸し付けし、町内事業所に一定期間就業した場合には、定住対策や町内事業所の雇用面での人材確保にもつながることから、返還免除とすることで考えております。開始年度は進学時の平成34年度を予定しております。

次に、(3)福祉コースの授業に外部講師を派遣の部分につきましては、新規の支援として考えているもので、町職員等を授業の講師として派遣しようとするものであります。教育課程が示されていない段階ですので、どの程度の派遣とするかにつきましては、今後、検討しなければならないものであります。コースを選択する年次となる平成32年度からの予定としております。

次に、(4)高校生海外研修参加補助については、継続としての支援であります。引き続き、町内在住者を対象とした海外研修参加経費に対する補助を実施しようとするものであります。対象者数も現行どおり1年生2名と考えております。

次に、(5)北海道科学大学との連携協定に基づく出前授業については、新規の支援として考えているものであります。同大学との協定につきましては、平成25年6月に協定を締結して以来、これまで、町民向けに実施しているコミュニティカレッジや出前授業において、年1回程度、高校生対象の講座を開催していこうとするもので、開始年度は平成31年度を予定しております。

次に、(6)オリンピック選手による特別授業につきましては、新規の支援として考えているもので、総合の時間等を利用して、オリンピック選手等による特別授業を年1回程度開催しようとするもので、平成31年度からの開始を考えております。

次に、(7)スポーツ合宿誘致チームとの合同練習及び指導につきましては、新規の支援として考えているもので、今後、スポーツ合宿の誘致の際には、選手らとの合同練習や指導をお願いするなど、部活動の振興につなげていこうと考えているもので、平成31年度からの開始を考えてお

ります。

最後になりますが、(8)その他の支援につきましては、スキー授業に対する支援として、町内スキー場を授業で使用する場合の減免措置については、現行では生徒はリフト使用料の2分の1の減免となっていますが、減免措置を拡充できないか検討していこうと考えているものであります。

以上が町の支援策として考えているものであります。それぞれの項目につきましては、現時点における案として考えているもので、関係者等との協議を進め支援策を固めていきたいと考えているところであります。

なお、参考までに管内町村の高校支援策の資料についても資料2-4として添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

(町長) 新設校につきましては、当初町からの要望は4間口に改正を希望するという内容でしたが、要望が叶わなかったということで、現在はなるべく自由に選択が出来るようコース制を導入することとしております。それぞれの進学、就職、福祉、スポーツコースでより素晴らしい教育活動となるよう支援を考えるということでございます。

今後、関係者や議会に対して説明をしながら、お墨付きをもらう必要がございますが、8月までには協議を終えて、10月の説明会には町の支援策を保護者や進学を希望する生徒へ説明する予定でございます。

この議案に関していかがでしょうか。

(小尾委員) 1点よろしいでしょうか。

2のその他の支援策の中で(2)短期大学及び専門学校への進学者に対する「介護福祉士奨学資金」貸付制度ということで、町内事業所に一定期間就業した場合に返還免除の規定を設けるとしてはありますが、この町内事業所としてはどのくらい受け皿があるのか、また、一定期間はどの程度予定しているのかをお聞かせください。

(学校教育課長) 受け皿につきましては、町内には50程度の事業所がございますが、実際に法人格として受け皿になり得る事業所は約15事業所と担当課から報告を受けております。なお、江陵高校の卒業生の進路状況で申し上げますと、ここ3年間の平均でございますが、4名程度町内の事業所に就職しているところです。

また、期間につきましては、そもそも先程ご説明した内容で進めていかどうかは事業所との関連もございますので、具体的な期間については検討中となりますが、道内の先進的な事例によれば2年程度というのがございますので、そういった事例をベースとして考えたいと思っております。



(教 育 長) 事業所の規模にもよるかと思いますが、あまり小さい事業所だと事業所が主体的に貸付事業を行うことは難しく、ある程度大きな事業所であれば対応できると想定していますが、色々な事例を踏まえて検討しているところでございます。ただ、町としましては、資格等を身につけて町内に戻ってきてくれれば有り難いことですし人口減少対策にも繋がりますので、担当課とも協議しながら検討を進めたいと考えております。

(町 長) そもそも貸付にすべきかどうかも決定されたものではございません。本人が事業所以外から資金を借りて、それに対する償還金を援助するという考えもありますので、どのような形で貸付を対象とするのか、これから大いに議論の余地があると思います。

支援策につきましては、今後も教育委員会会議におきましても協議いただく案件でございますので、その中でご意見等いただければと思います。

それでは、議案3学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について、事務局から説明をお願いします。

(学校教育課長) 議案3学校運営協議会制度の導入について説明いたします。

配付資料3をご覧ください。

本町では、現在、小中一貫教育の取組を進めておりますが、これに加えまして、新年度からコミュニティ・スクールをスタートしたいと考えております。

まず、コミュニティ・スクールとは、「学校運営協議会」という公式の合議制の協議会を設置している学校を指しております。根拠法令につきましては、地方教育行政の運営及び組織に関する法律に規定されており、これまでは「学校運営協議会を置くことができる」とされていましたが、昨年3月の法改正で、「置くように努めなければならない」と、努力規定とされたところであり、全国で徐々に導入が進んでいるところであります。

また、同じ名称ではありますが、町内各小中学校には「学校運営協議会」が設置されておりますが、これは、学校教育法施行規則に定める学校評議員と言われるものに近いもので、校長の求めに応じて意見を述べることができるもので、学校運営に関して何らかの拘束力や制約のある決定などを行うものではございません。

コミュニティ・スクールで目指すものは、学校と保護者、地域の方々がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことでございます。

本町では、現在進めている、小中一貫教育に加えて、当初、コミュニティ・スクールの本格導入を平成33年度から考えていましたが、小中一貫教育の導入に合わせて、各学校あるいは、中学校エリア内において合同で取り組むといったことを順次進めていくために、現在各学校で設置している協議会をまず、法に基づく運営協議会に移行していくため、コミュニティ・スクール導入の規則等の整備を本年度中に実施していこうと考えております。

基本的には今まで同様、学校の運営方針や教育について協議を行い、ご意見をいただくという形は変わりませんが、協議会の構成人数などは、教育委員会が規則を策定する中で、検討したいと考えております。

学校運営協議会の役割として、「熟議」により、目標共有・協働活動へと書かれていますが、会議においては「地域とともにある学校」として、家庭や地域と連携してより効果的な教育活動が創造されるように積極的な話し合いを期待するものであり、こうした話し合いをコミュニティ・スクールでは「熟議」と呼び、一層の目標共有や地域の働きかけの活動を求めていくというものであります。

法で定める学校運営協議会の役割は、大きく3点になります。

1点目に、校長が作成する学校運営の基本方針を承認することで、これまで、意見を述べるのみにとどまっていましたが、「承認」という行為が必要となります。今までも学校の方針の説明を受け、意見いただいていたと思いますが、コミュニティ・スクールでは、より積極的に「承認」という手続きをとることで、合議制の重みを加えています。さらには運営協議会の委員にも、より当事者意識をもっていただき、子どもたちの教育に積極的に関わっていこうとするものであります。

2点目に、学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができるということ。

3点目に、教職員の任用について教育委員会に意見を述べるができるという部分であります。

2点目と3点目につきましては、法令上は「できる」規定であり、協議会の権限を強めたものでございますが、あくまでも学校運営の責任者は校長であり、協議会が校長の代わりに学校運営を決定したり実施したりするものではないということであります。

次のページをご覧ください。

イメージ図になりますが、教育委員会が学校運営協議会を設置し、協議会では、保護者や地域に参画していただき、「熟議」により、地域での学習を充実させることで、地域の皆さんにも子育ての当事者意識をもっていただき、学校の良きパートナーとして「社会総掛かりの教育」をつくっていこうという仕組みとなっており、幕別町においてもこのように機能していくことが、コミュニティ・スクールとしての目指す到着点となるものであります。

3 ページをご覧ください。

コミュニティ・スクールの導入状況では、昨年度の数字ですが、全国で3,600校(11.7%)が導入しております。北海道では165校、十勝では浦幌町・上士幌町・足寄町などで導入されています。また、記載のとおりコミュニティ・スクールの成果や魅力について報告されております。

中段に記載のとおり、子どもたちにとっては学びや体験が広がり、地域への愛着と安心感が生まれます。学校の先生方は、地域の協力で豊かな教育活動が充実し、地域や家庭とともに手を取り合い、自信をもって子どもの教育にあたることができます。保護者にとっては地域の中で子どもが育てられているという安心感、保護者同士や地域の方とのコミュニケーションが期待されます。地域の方々には、学校や子どもをきっかけに、地域ネットワークの広がりや、子どもに関わることで元気がうまれます。

4 ページをご覧ください。

道内におけるコミュニティ・スクールの導入校における成果認識のアンケート結果が示されておりますが、グラフにありますように「学校評価の充実」や「情報の共有」、「特色ある学校づくり」、「地域と連携した取り組み」など、多くのメリットが成果として報告されています。

今後の見通しでございますが、教育委員会におきましてはコミュニティ・スクール開始に向けた規則などの作成を行い、新年度に向けてコミュニティ・スクールの協議員としての選出を依頼し、4月からは新制度での学校運営協議会として活動を開始する予定としております。

ただし、来年度から移行すると言いましても、委員になっていただく方の負担が急に増えたり、急に何かを取り組まなくてはいけないということではなく、先ほどお話いたしましたとおり、まずは、今までも議論をしていただいていた学校の経営方針に対して、当事者という感覚を持っていただき、「承認」をする。ということからスタートしようと考えております。

そして、数年をかけて、保護者や地域の方々との「熟議」や協力活動を重ねアイデアをいただきながら、色々な部会などを組織し、子どもの育成のために多様で効果的な活動を段階的に工夫し整備していきたいと考えているところであります。

なお、本資料には上士幌町のコミュニティ・スクールの紹介を載せておりますので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

(町 長) コミュニティ・スクールというのは、聞きなれない言葉だったと思いますが、実際、平成29年度では全国では3,600校で11.7%、北海道では165校で9.5%しか設置されていない状況です。十勝管内では浦幌町が先進地として推進されていますが、なかなか十勝管内では導入されていません。

ましてや1ページの学校運営協議会の役割を見ますと、「校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること」、「学校運営について教育委員会または校長に意見を述べること」、「教職員の任用について教育委員会に意見を述べる」ことといったように、学校側、特に校長側からしますと煙たい存在だと思われがちかもしれませんが、今や地域の協力なくして、学校運営はなかなか円滑に進められなくなった時代となっています。この協議会を煙たい存在ではなく、学校の応援団であると発想を変えて見ていただくことが大事だと思っています。

ただ、説明の中にありましたが、委員が過重な負担を負ってしまうのも難しいので、いかにソフトランディングさせるかということになるかと思えます。特に組合側からしますと、学校運営に干渉するということは好まないと感じるかもしれませんが、そこは干渉ではなく応援団だと理解を得られるよう推進する必要があると思っています。

(瀧本委員) コミュニティ・スクールをスタートするに当たり、平成31年、32年という目標年がありますが、現在、小中一貫校がスタートしたばかりの中で、はじめは、非常に組織づくりが難しいことも想定されますので、あえて平成31年を目標にしなければいけないのかというのが重要な点の1つだと思います。準備も出来ないままスタートすることがはたしていいことなのか、その前に小中一貫教育で進めている内容を充実・拡充させることがより大事だと考えます。町長が言われたように、コミュニティ・スクールは、各町村の小学校・中学校含めて、地域の協力を得ながら、PTA活動やおやじの会を含めて地域が学校に関わっていただく中で、自然な形で進んでいくと思っていますが、敢えて今早々に進んでいくことが良いのかどうかと言うところが私の心配するところです。

(教育長) 瀧本委員が言われるとおりに、現在、小中一貫教育を進めている中で、各モデル地区でそれぞれ小学校・中学校が連携しながら進めているところでございます。

小中一貫教育と合わせてコミュニティ・スクールを進めることは難しいのではないかとご指摘はそのとおりでございます。ただ、コミュニティ・スクールについては、小中一貫を進める上で地域の方々にも小中一貫にはこういう良いところもあるといったPRも含めて一緒に進んでいくことで、むしろメリットがあると思えます。小中一貫も大分進んでまいりまして、例えば、農村部の学校については、地域ぐるみで運動会や学校行事を行っていますので、既にコミュニティ・スクールの基盤となる組織、雰囲気も常設されていますので、まずは、先程説明にもありましたが、法律に基づく体制整備としてコミュニティ・スクールを設置する中で一定の役割を持っていただきたいと考えています。

なお、コミュニティ・スクールは最終的に5つ設置します。

(町 長) エリアは小中一貫と一致します。それと、法律に基づかない任意の組織として設置されている学校運営協議会がありますので、これから新たに組織を設置する難しさはないと思います。

そこは意識の問題です。学校運営にしっかり向き合っていく、前向きに関わっていくというように意識を変えて、もう一步進めて、自分たちが学校を盛り立てていくという思いになってもらうことが、一番先に必要なことと思っています。無理やり作るというものでありません。先程言いましたとおり、基本方針を承認するとなると、校長側は煙たいと思うかもしれませんが、それは地域からのお墨付きをもらうことにより、その後の運営がし易くなるという考え方になりますし、教職員の任用についても、自分たちの学校ではこういう分野に力を入れたいので、ぜひこの分野に得意な教員を呼んで欲しいというように考えれば、悪い教員を排除するためのものではないということが理解できると思います。そこは発想を変えれば、私は非常に良いものだと考えています。

(國 安 委 員) 学校運営協議会は、学校ごとにあると思いますが、コミュニティ・スクールはそれが合併するということですか。札内東中地区なら札内北小も入る形となれば、今までと一緒に言いながらもメンバーが増えるので違うような気もしますが。

(教 育 長) その説明は既に各エリアで説明会を行っていますので、その状況を事務局から説明をお願いします。

(学校教育課長) 毎年、中学校区ごとに「ネットワーク会議」というのを実施しております。その中で実はコミュニティ・スクールの説明をしているところがございます。

来年度に向けて、先程も申し上げた説明もしていますし、委員の数については、実際は、最低必須条件3人を保護者や地域から選びます。一方、現行の町内小中学校運営協議会5人となっています。大体、コミュニティ・スクールと学校運営協議会のメンバーが重複しているのがほとんどだと思っています。また、組織が大きくなるにつれて、人数が必要となるわけではないと解釈しています。

従いまして、一つのエリアで三校といった複数校なら20人、30人委員が必要ということではなくて、ある程度限定した中でも対応できると考えています。事前に北海道教育委員会に伺った中では、今申し上げた内容になるのではないかともしも言っていました。色々な人を多数選ばなければならないということではなく、逆に減る可能性もあると考えています。

(町 長) 札内中エリアは3校だから、15人になるのではないということです

逆に古舞・途別辺りは少し人数を減らして、例えば両地区で1人といったような形もできるのではないかと思います。他にも、総体人数を多くしてしまうと熟議が出来なくなるという問題もありますので。

(國安委員) 会議の回数には例えば年1回以上といった規定はありますか。

(学校教育課長) それぞれの教育委員会の規則を定めるときに、その辺を定めるかどうか規定しますが、法的に回数に関する規定はありません。ただ、学校運営の基本方針の承認という行為がありますので、最低1回は開かなければいけないと考えています。

(小尾委員) 先日、札幌に教育委員の研修会がありまして、浦幌町の教育長と芽室町の教育委員の方とお話しましたが、芽室町もコミュニティ・スクールには関心があるようでして、研修会の前日に東京へ行って先進地を視察されたということでした。地域も学校も生き生きとしていて、地域の中の学校と位置付けされているようで、非常に興味深かったとのお話でした。

浦幌町の取組も実践的な部分も含めて伺いましたが、先程教育長が言われるとおり、最初はやはり、学校も先生方も抵抗があって、職員の任用にも口を出されるのではないかという面で抵抗があったとのことでした。ただ、このように続けていくと地域と先生方も結びつきが深くなって、学校の応援団と言いますか、非常にうまく取り組まれているようです。校長先生や教頭先生も最初はかなり気を使ったようですが、今では校長先生や教頭先生もが居なくてもよいくらい気を遣うこともなく、委員会独自で取り組んでいるのが現状です。

一度、小中一貫教育、今回のコミュニティ・スクールにしても浦幌町が先進地として良いモデルとなっていますので、そういったお話を伺った上で、幕別町の方向性を検討することもよろしいのではないかと思います。

(瀧本委員) 加えてお願いしたいことがございます。

中学校エリアで進めると、各地区に農業や建設業など様々な分野での専門の方がいると思います。総合学習という場面も出てきますので、地域の先生として専門の方の範囲が広くなると思いますので、ぜひそういう方のご指導をいただく場面を多く作っていただきたいと思いました。

(町長) 地域との結びつきが強くなってくれば、そういうことは必ず出てくることがあると思います。

(教育長) 総合学習の時間で、農業体験や部活の指導を地域の方に対応いただけるような方向になっていければ良いと思います。

(東 委 員)

感じたことをお話させていただきます。

皆さんが同じように思っているかはわかりませんが、基本的に学校の教職員の方は割りとまじめな方が多いように思いますし、どちらかというと何でも自分でやろう、自分でやらなければいけないと言う責任感の強い方々が多いように思います。

そこで、色々な意味で先生方が少し他の人に任せてみよう、任せてしまおうかなといった気持ちで地域の方と関わる中で、言い方は良くありませんが利用させていただくという心構えでいけば良いと感じています。

また、地域の方々もあまり肩肘を張らずに少しずつ関わりながら、気付いたら自分たちが学校と自然に関わっていると言ったような流れになるよう、良い意味で学校の方も地域を巻き込み、地域の私たちも巻き込まれたことに上手に乗って関わっていけば、皆さん重荷だと思わず参加することが出来ると感じたところです。

(教 育 長)

まさしく今、我々もそういう考えで取り組んでいますが、毎月19日には、保護者に限らず授業参観ができるということも行っています。そういった延長線上にもあるのかではないかと思しますので、気軽に地域と学校が付き合える雰囲気醸成できれば良いと考えています。

(町 長)

続きまして、町長からの話題提供ということで、共通認識に立つことが今後の町の教育を推進する上で必要になると考えた4つの事項について、私から説明させていただきます。

【小中学校の35人学級について】

1点目は小中学校35人学級についてでございます。

町村会の要望事項として毎年少人数学級の実現を挙げています。この少人数学級と言うのは30人学級のことを指していますが、義務教育標準法では、小学校1年生だけが35人となっております。小学校2年生と中学校1年生については、道の単独事業で35人学級を実施している状況です。その中で、いきなり30人学級というのはあまりにも無理があるのではないかと私は思っています。まずは今実施している35人学級を全学年に導入することが第一歩ではないかと考えております。

実は、自民党第11選挙区支部の政策懇談会が7月23日に開催されました。要望事項として出してはなかったのですが、何かお話があればということでしたのと同じ話をさせていただきました。少子化に伴って、教員の定数が超過する状況になりますので、定員を維持すれば実現ができるのではないかと考えています。何でこのようなことを言うかといいますと、小学校2年生までは35人学級ですが、3年生になると40人学級になります。教育現場では「暴れる3年生」という言葉があるように、3年生はクラス替えをしたときに2クラスが1クラスになるため落ち着か

ない状況となります。そのようなこともありまして、教育現場からは3年生の対応に苦慮している状況がありますので、教育委員会の皆様も30人学級ではなく、まずは35人学級が良いのではないかと考えていますが、如何でしょうか。

(瀧本委員) 町長が言われたことで真っ先に頭に浮かんだのは、札内南小学校、そして、札内中学校です。学級として設置が難しい時期に入ってきています。35人学級になった場合、教室を増やさなければならないという事態が生じます。そういう状況を含めて道や国が対応していただければ、子どもたちにとって最高に嬉しい環境を作れるのでは思いました。

(町長) 少子化に伴って教員を減らすのではなくて、教員はそのままにしながら学級数を増やす形が自然に出来れば一番良いと考えています。

(瀧本委員) 町内の他の学校においては、ほぼ35人学級を賄えるだけ教室数はあると思いますが、この2校については非常に難しい状況だと思います。もし、35人学級を目指すのであれば、教室の増加や各施設の充実を含めて検討が必要だと感じます。

(町長) 物理的な問題もありますので、単純には進まないと思います。学級数が増えれば札内南小学校は即増築となります。仮に町の単費でやるのであれば、札内南小学校は教室がないからやらないということにはなりません。それでもピークは平成31年で、そこから下がっていく傾向となっています。

(小尾委員) 今現在で36人以上の学級はどの程度あるのですか。

(町長) 白人小学校が36、37人ですね。やはり35人を越えた教室を見ると子どもたちも多いなと感じます。とくに高学年はぎゅうぎゅうな感じがします。個人的には本当は20人ぐらいで授業を受けるのがいいと感じます。

(瀧本委員) TT(チーム・ティーチング。2人以上の教員がチームを組み、児童生徒の教育に責任を持って当たる協力型授業組織)を取り入れることによって、子どもたちの学力にも効果があると思いますので、TTも含めた形で進めていくのが良いと感じています。

(教育長) TTについて色々お話を伺うと、きめ細かな指導と言う面で効果はあります。物理的に不可能なところは、先生が複数入って指導することによって子供達が伸びると思います。



(瀧本委員) 子どもたちにストレスのないように進級していくこと望ましいです。

(教育長) 平成30年度の子どもの数で、35人学級で全部編成するとすれば、小学校だけで3学級、中学校で1学級、小中合わせて4学級となっています。なお、特別支援学級は除いています。

(小尾委員) 確かに私も含めまして保護者の方からしますと、1学年が80人という時期があって、何とか1人入ってくれないかと思ったこともあります。やはり、1クラス40人と20数名とでは環境や指導方法も違います。

【小中学校での国歌・町歌の斉唱について】

(町長) 続きまして、小中学校で国歌・町歌の斉唱についてでございます。

恐らくみなさんも成人式や卒業式に出席して感じているところではないかと思えます。国家は歌わないけど校歌はすごく元気に歌いますよね。小学校学習指導要領では小学3年生から6年生までは国歌の指導が含まれていますが、もう少し歌えるようにならないかと感じています。また、町歌については、私は良い曲だと思うのですが、成人式では新成人から笑いが漏れることもあります。これも2、3年経てば歌える子も増えるのかなと思えます。それは、各学校にCDを配っていますが、どの時間でも構わないのでコマーシャルソング的に流していただきたいとお願いしています。もう少しすると取組の効果が出てきて、町歌に対する意識も変わって来ると思っていますが、意識しないとなかなか歌えるようにはなりません。教育委員会会議や各校長・教頭会議でも言っていますが、なかなか芽が出てこない状況でございます。

恐らく委員の皆さんも同じ思いをお持ちかと思えますがいかがでしょうか。

(國安委員) 歌えたとしても気持ちがないと声が出ないですよね。いくらCDを配ったとしても配れば歌えるようになるという単純なことではないと思えます。何のために歌うのかということをお教えないと、歌わせるというのは本当に大変なことです。

本当に成人式で大きな声で歌わせたかったら、直前に全体練習をして歌わせるぐらいのことをしないと、何年経っても変わらないと思えます。

(町長) 専門的な見地からの意見ですね。  
校歌は歌いこんでいるから、何年経っても歌えますよね。

(國安委員) 学校への愛情、だと思えます。

(東委員) 校歌の練習の回数が違うのでは。

- (町 長) 愛校心がなくても同窓会などでは校歌は歌えますよね。私は高校の校歌はそんなに練習した記憶がないですが。歌ったのも学校祭くらいしかない。
- (東 委 員) 校歌を覚えましょうということで練習したような記憶があります。特に、小学校と中学校は音楽の時間に練習していました。
- (國 安 委 員) 定期的に聞くものと20年に1回の席で歌う違いは大きいですよ。
- (小 尾 委 員) 僕らが小さい時ですが、農村では朝・夕だったと思いますが、スピーカーから流れていました。だから、自分も歌を覚えようということではなくて、毎日それを聞かされているので、否が応でも耳に入ってしまい歌えるようになってしまう環境でした。だから、いきなり歌いなさいといわれても抵抗があると思います。成人式でも笑いが起こったりしますが、これは、学校でも歌わせないまでも、登校時や下校時に町歌を流して耳に入れてしまえば抵抗がなくなると思います。
- (國 安 委 員) 大人が歌えないのにどうして僕らが歌わなければいけないのかということもあるのかもしれませんが。
- (町 長) 町の庁舎では毎日昼休みに入ると町歌が流れます。そうすると、毎日耳に町歌が入ってくるので職員は歌えるようになります。私はそのことを言っています。  
だから、学校でも昼休みや下校時間、朝の時間でも構わないので、とにかく毎日町歌を流して欲しいと言っています。そうすれば、知らない間に覚えるだろうということを書いたかった。
- (教 育 長) 学校の町歌の取組状況を説明しますと、ほとんどの学校が1学期に1・2回、多いところで2・3回、昼休みや教育の日などに流すといった状況のようです。  
あとは、音楽の授業に合わせて教えているところ小学校1校、中学校1校でありましたが、一方で全然実施してない学校もありました。
- (國 安 委 員) どうして毎日町歌を流さないといけないのかということ子どもたちが分かっていないとだめだと思います。まず、その指導が必要かと思っています。
- (町 長) そのとおりだと思います。国歌も同様です。歌詞をわからず歌わせるのはなかなか身につかないですし、歴史的な背景を含めて教える必要が

あると思います。

(教 育 長) 国歌は音楽の授業で指導していますし、中学校は卒業式の必ず練習をしています。

【アイヌ文化の保存・伝承について】

(町 長) 続きまして、アイヌ文化の保存・伝承についてでございます。

一つ建設上の課題としては、考古館が耐震構造ではないということ、また、ふるさと館もボウリング場を改修しただけでいつまでも今のかたちで良いのか、両者が合体したような施設が必要なのではないかという話が今まで出てきていましたが、具体的な検討までは至っていない状況です。

そのような中で、私は、幕別町ふるさと館に展示しているようなものよりは、十勝幕別ではアイヌ文化を大切にしなければならないと感じています。そのため、アイヌ文化の保存と伝承をしっかり進め、そのことを展示することの意義は大いにあると思います。

去年か一昨年に芽室高校を卒業して新卒で採用され、生活館の管理人になってくれた子がいました。その子は、アイヌの方でしたので、アイヌ文化の保存伝承についてぜひ進めていきたいという意欲もあつたのですが、結婚して退職してしまいましたので、現在は倭人の方が管理人をしています。

ただ、アイヌ文化の保存・伝承の取り組みとしては、アイヌ文化保存会が週に一回生活館に集まって行っていますが、もう少し多くの人に関わって取り組んで欲しいと思います。その中には倭人も含まれていますし、会長が倭人の方だったと伺っています。

今後、アイヌ協会の協力も必要になります。本別町のアイヌ協会会長が、道内の副会長も務めている小川さんという方で建設業を営んでいますが、この方が非常に前向きに取り組んでいます。このような方からも協力を得ながら、アイヌ文化の保存・伝承に取り組んでいきたいと思えます。

何かそんなにお金をかけなくても取り組めることがあるのではないかと感じています。意識の問題であって意識がなければどんどん廃れていきます。昔は、アイヌという身分を表に出したくないという人がいましたが、今は、だんだん減ってきています。また、2020年の4月には、アイヌ文化の復興等に関するセンターとして民族共生象徴空間が白老町に完成します。それとアイヌの人に対する支援も法律に位置付けられるという動きも出てきています。

今の北海道の文化などはアイヌの人達の苦労の上に成り立っているわけですから、今説明したことは事務方でも検討しまして、何かわれわれも一緒にアイヌの方々とお手伝いをする中で、アイヌの方々の地位向上

について考える機会になればと思っています。

【町内出身アスリートのレガシーについて】

(町 長) 最後になりますが、町内出身アスリートのレガシーについてでございます。

現在、現役の町内オリンピック選手が夏3人、冬2人です。先日、トランポリン選手の記事をご覧になったかと思いますが、彼は赤石泰雅くんと言いまして、白人小学校6年生です。11歳、12歳という年齢区分の世界選手権に出る予定でして、また、2024年のオリンピックの特別指定選手にもなっています。国内では特別指定選手は3人だけで、その内高校生2人と小学生で彼1人しかいません。それほど有望な選手です。

また、次の北京での冬季オリンピックには、高木姉妹の他にも、日本電産に就職した久保向希くん、大東文化大学の稲川くるみさん、今回の平昌オリンピックでは残念ながら選考外となりましたが三輪準也くんと最大5人くらい出場できる可能性があります。

一方で単にオリンピック選手が出たすごい町だけで終わらずに、どこかでアスリートが活躍した様子やメダル、スーツなどを展示することで、オリンピックを目差す子どもたち、また、オリンピックを目差さなくても努力すれば夢は叶うということ、そういった励みになればと考えています。

町外から幕別町に来た人が、展示コーナーに行けば高木姉妹のオリンピックの金メダルは無理だけど、世界選手権の本物の金メダルはあるよというように、それだけでも関係人口を増やしたいと思っています。これについてはいかがでしょうか。

(瀧 本 委 員) アスリートの功績を讃えるとともに、町民の誇りとして、そして、子どもたちが目標とする部分でもアスリートの皆さんの輝かしい功績を表現することはすごく大事なことです。ぜひ展示していただきたいと感じます。

そして、町のホームページには応援大使ということで5名の選手が掲載されていますが、ホームページの右隅でも応援大使の部分でもなく、アスリートの功績としてホームページに1つ掲載すると、多くの方に見てもらえるとともに幕別町をもっと知ってもらえる場所になると思います。幕別町のホームページの応援大使では寂しいという思いはあります。ぜひ、そういう部分が拡充できれば良いと感じます。

それとは別に、アスリートや文化関係含めて幕別町から多くの方が輩出されていますので、これから活躍される方々も含めて、功績のある方を紹介いただく場面を多く作っていただきたいと感じます。

- (町 長) 具体的な内容は方針が定まってからになるかと思いますが、常設だと限られますので、移動展示もできるようなことも検討が必要かと思いません。
- (教 育 長) 先日、教育委員の研修で、札幌の大倉山にあるオリンピックスタジアムに行っていました。
- (町 長) あそこに色々ありますよね。当時オリンピックで優勝した人や大倉山での大会での歴代の優勝者、他にもバッケンレコードなども展示していたと思うが。
- (國 安 委 員) スキーも数多く展示されていて、オリンピックの模様がエンドレスで流れていました。
- (町 長) どこかに刻み込めるようなものがあれば良いかと考えています。例えば、銅版に何々オリンピック出場金メダルなど。やはり、スポーツ施設に展示されるのではないかなと思います。
- (小 尾 委 員) 記念植樹をした樹はどのように管理しているのですか。高木選手の樹は以前は倒れないように添え木していましたが、紐がそのままだったので食い込んでいました。
- (町 長) 公園管理でしっかり対応していれば良いのですが、確かにプレートが曲がっていたりしているのもあります。
- (小 尾 委 員) 福島さんの樹も大きくなっています。ただ、埋めて置くというだけの樹にするよりは、そういう樹に触れて夢が叶うというように、何か目を引くような取り組みも必要では。
- (教 育 長) 北町第三公区町内会では地域で高木姉妹が幼い頃に利用した公園を記念公園として看板を設置しました。そのようなことも嬉しい話ですね。
- (町 長) 時間も経過しましたので、最後に皆様から何かございますか。  
次回は12月を予定していますが、その前に何かございましたら会議を開かせていただきたいと思います。  
それでは以上をもちまして、平成30年度第1回総合教育会議を終わります。ありがとうございました。